

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	局 長	副主幹	係 長	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 5 回 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成28年10月12日（水曜日）		開会 11 時 00 分		閉会 11 時 47 分	
開催場所		第一委員会室					
出席委員		清水、山本、堀、安樂、本間、木下、柴田、関藤			事務局	竹谷事務局長	
		議長、副議長				菊田副主幹	
						平川係長	
欠席委員							
説明員		なし		議 件		別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1 分科会の進捗状況について						
	(1) 第1分科会について						
	(2) 第2分科会について						
	・各分科会の副座長から説明を受け、委員間で協議を行い、説明のとおり確認した。						
	2 登別市議会視察に伴う質問事項について						
	・質問事項について、委員長からの説明のとおりとすることに決定した。						
	3 その他						
	・本間委員から本会議における委員長の発言に関して、厳に謹んでもらいたい旨、要望があった。						
	・議長から常任委員会の審査のあり方について、引き続き、第2分科会で議論を深めてもらいたいとの要望があり、委員間で協議を行い、第2分科会で詰めていくことを確認した。						
	4 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することに決定した。						
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 議会改革特別委員長 清 水 雅 人 ㊞						

第5回 議 会 改 革 特 別 委 員 会

日 時 平成28年10月12日（水）

本会議終了後

場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 分科会の進捗状況について

（1）第1分科会について

（2）第2分科会について

2 登別市議会視察に伴う質問事項について

3 その他

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第5回 議会改革特別委員会

H28.10.12 (水) 11:00～

第一委員会室

開 会 11:00

委員長 第5回議会改革特別委員会を開会します。

委員動静報告

委員長 委員は全員出席です。正副議長の出席もいただいております。傍聴として、東元議員と館内議員が出席です。

きょうの議題につきましては、まず分科会の進捗状況、登別市議会視察に伴う質問事項について、その他ということで進めてまいります。

1 分科会の進捗状況について

委員長 まず、前回以降の分科会の進捗状況についてそれぞれの分科会からということで、まず第1分科会、木下副座長からお願いいたします。

(1) 第1分科会について

木 下 第1分科会では、開催経過につきましては6月17日、8月5日、2回行っております。

協議内容につきましては、お手元の内容なのですが、ちょっと肉づけして報告したいと思います。前回の本委員会、3月30日での協議を踏まえ、この間、2回の分科会を開催し、議論した結果、通常の常任委員会を委員会室から外に出向いて開催をする移動常任委員会についてはルール化しないことを第1分科会として確認いたしました。

一方、これまでも開催実績がある委員会としての現地調査と位置づけられる意見交換会については、各常任委員会を主体として、積極的に開催していくべきと確認し、調査事項の移動常任委員会を常任委員会主体の意見交換会と位置づけ、そのルールづくりに着手いたしました。ルールづくりに当たり、道内ほか市議会の状況を調査し、議論した結果、登別市議会における意見交換会をモデルに進めることとし、別紙資料にあるとおり現時点での要綱案をまとめたところです。具体的には、登別市議会方式が常任委員会主体によるもので、所管事務調査としての位置づけで開催しており、意見交換する相手側の選定も広く募集するのではなく、テーマに応じて議会側が設定する手法であること。つまり陳情的なものではなく、掲げたテーマについて調査、意見交換することとし、登別市議会をモデルとしております。このたび委員会視察において、登別市議会の議会改革について研修することから、登別市議会での運用について確認し、最終的に年内をめどに要綱をまとめたいと考えております。

今後の進め方につきましては、常任委員会主体の意見交換会については登別市議会視察終了後に要綱としてルールを決定し、本委員会に諮り決定し、年内にはこのことについて議長に対し中間答申をしたい。

また、残る協議事項、議会報告会、反問権の付与、議員間討議についての議論を年度内に集中的に行いたいと考えております。

委員長 副座長の説明について、座長として補足をしたいと思うのですが、一番最後の残る協議事項の中に議会基本条例が抜けております。一番大事なものが抜けているということをつけ加えたいと思います。

それではまず、今の副座長の報告に対して主に第2分科会の委員の皆さんから質疑、意見などをまとめてお受けしたいと思います。見る時間を1分程度とり

たいと思います。

質疑、意見はありますか。

副議長 第2条第2項のそれぞれ年に1回以上実施するものとするというのは、必ずしろということですか。

木下 今後において、今私が述べたとおり協議したいということ、要綱案をまとめたという考えでおります。

委員長 この意見交換会は既に総合戦略調査等特別委員会でやったことですので、やろうと思ったらできるのです。ただ、今回この要綱案にまとめたのは、これまでよりも市民に開かれた議会、活発な議会ということで、やはり1回はやるべきだということで、罰則があるわけではないですけども、1回はということです。

本間 とにかくこれをのせたのは、やはりやってもらうということを前提にしたいということですよ。そうでないとやらない可能性がある。多分なられる常任委員長によっては、そのテーマも絞り込まずにやりもしない。多分年度初めにどんなことをやりましょうかということやはり決めて、計画的に行うということもできたらやったらいいかというようにも含めているのです。多分そうだと思います。

委員長 それでは、こういう方向でよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは次に、第2分科会の関係で柴田副座長から説明をお願いいたします。

(2) 第2分科会について

柴田 ここに添付されている資料のとおりなのですが、特に協議内容の1番目、本会議主義と委員会主義についてなのですが、我々としては委員会主義のよいところをもっとより取り込みながらも本会議主義をどう確立していくのか、このようなことを念頭に現在意見交換をしております。

きょう私は、臨時会で議事進行をかけたのですが、本当に我々が第2分科会でどのような内容で委員会審査を行っていくのかということを検討している段階できょうのような議事進行はかけたくなかったのですが、こういった事例が引き続くこともあり得るものですから、委員会での議論が少しできるようなことがあるのかどうか、その方法論も含めて今後特に検討していきたい。

③、今後の進め方にあるのですが、市長部局との意見交換会を現在調整中なのですが、この意図は今ほどお話をした委員会で議案について事前審査をどの程度まで行えるのかを市長部局ともよく相談して進めなければ、出席者の概要、どこまでの答弁を引き出せるのかということになれば、責任者の出席、市長あるいは副市長の出席を求めなければならないこともあり得るものですから、そういったことが可能なかどうか、その方法論も含めて、そして本会議での質疑のあり方、先ほど議事進行で述べましたが、委員会での議案の中身について相当突っ込んだ審査を行い、本会議で同じことを質疑することになるとこれは二重審査になるので、それはやはりあってはならない。そのルールを決めて、それが適切に守られていくのかどうか、議長の力量だけで本当に可能なかどうか、多分誰がやっても難しいことだということになれば相当厳格なルールも必要になってくると思われますので、さらにそのことについて調査研究に努めていきたいと考えております。

ほかには、結論が出たのは議員の各常任委員会の複数所属、これについてはできないということで結論を得ました。それと、常任委員会、特別委員会での政策提案、これはもう現状でもできるものですから、積極的に政策提案をしていくということで、これも結論を得ております。この政策提案については、先ほど第1分科会でご報告のあった、やはり意見交換会に通じていくものではないのかなと思います。常任委員会で活発な政策議論を行って、そのことについて市民にご意見を聞き、それを具体化して市長部局、行政に対してその政策提案を行っていく、このようなことが必要になってくるのではないのかということを考えております。

最後に、議員及び事務局職員の調査研究能力向上についてということであります。これは、非常に難しいことなのですが、能力向上は当然必要不可欠ということなのでありますが、これについてもお金のかかる面も実は出てくるのかなと思います。人員の配置も含め、あるいは政策能力向上のための費用負担を市民に求めているのかどうなのか等々大きな課題もありますので、現状ではこういった取りまとめの仕方議論を終えたいということで、今後行うのは先ほど冒頭申し上げた本会議主義と委員会主義のその境界をどこに置き、本会議主義を守りつつ、委員会としての活動をどこまで活発にできるかということについて協議検討してまいりたいということでございます。

委員長

質疑、意見はありますか。

(なしの声あり)

それでは、委員長から今後の進め方で確認をしたいのですが、まず常任委員会、特別委員会での政策提案については、現行においてもできるのは確かだと思うのですが、今後積極的にということで、精神的な感じがするので、政策提案がふえる担保にはならないと思うのですが、そのあたりのまとめ方はどのようにしていくのですか。

柴田

文言はということではなくて、これはきょうの会議資料ということで書いておりますので、文言の体裁は整えます。ただ、先ほど申し上げましたように議員間の協議だけで政策提案を終了して市長部局に持っていくということになると、これはちょっと不足しているなと考えていますので、先ほど申し上げましたが、第1分科会のほうで意見交換会を常任委員会で行うというような流れが聞こえていましたので、それではやはりそういった市民の意見もしっかりとお聞きしながら、よりよい政策提案を実現させていくということで、第1と第2は、全て連関しているのです。何を基準にしてこれを分けたのかわからないですけれども、全部やっぱり連関しているので、お互いの分科会の進捗状況を見きわめながら判断していることでありますので、文言的な部分は今後しっかり精査をさせていただきたいと思います。

関藤

先ほど出てきている本会議主義と委員会主義ということちょっと戻るのですけれども、本会議主義と委員会主義ということに関しての定義というか、ルールというか、そういうのが定められているような自治体というのはあるのか。本会議主義、委員会主義は、2期も3期もやっていると我々もある程度理解しつつなのですけれども、2期、3期やっても今回のようなこういう意見の相違のようなことにもなってくるし、そしてまた議長の裁量にかかわってくるというようなことも出てくる。そうであれば、本会議主義と委員会主義は、これから新たに出てくる議員にもかかわってくることなので、ある程度、本会議

主義はこういうルールで、委員会主義というのは柴田委員が言ったようなことだという明確なものをつくって文章化しないと、それぞれの考え方が違うだけだとなってしまうので、そこら辺のことは僕もわからないところがあるので、委員会主義、本会議主義というもののある程度明確なルール、定義のようなものがあってしかるべきかと思うのですが、いかがですか。

委員 長
竹谷事務局長

事務局長。

特段ルールということではなくて、委員会主義については議案を委員会に付託して、そこで審議をして本会議に戻すというのが委員会主義。本会議主義は、事前に委員会にはかけるのですけれども、そこでは確認だけしていただいて、本会議で質疑をするというのが本会議主義。それが大きな違いです。特段本会議主義、委員会主義という言い方の文書はないです。

本 間

要するに告示になっていなくて議案書も配られていないのに、そんなこと聞いているのが基本的におかしいのです。それは事前審査になってしまうのではないですか。だから、委員会主義になったら、先に議案を配って付託してやるということになるのでしょうか。それは明確ではないですか。だから、何も本当は聞いてはいけないのです。けれども、多分、抜本的に間違っているかもしれないとか、提案自体もちょっとやり方も違うとか、何かそのぐらいのことだったらあえて言う必要はあるかもしれないけれども、やっぱりだんだんそういうところがやってはいけないことだと思います。聞いてはいけないのではないかぐらいは思っています。そのぐらい明確にすればわかりやすいのではないですか。議案書が配られていないのだから、それはちょっと無理だと思います。

柴 田

本間委員が言ったことはそのとおりで、だから事前審査なのです。本来は、臨時会を開いているわけですから、その会議で取り決めないとだめなのです。今回は臨時会ですから、1日間ですけれども。定例会であれば日数があると。その間ですよ。委員会主義の最たるものは、やっぱり予算委員会を持つということです。だから、常任委員会を廃止して、予算委員会を持って、それでその予算委員会に付託することを規則にうたって、それで議案をその予算委員会に付託をすると。それは、もちろん会期内ですよ。だから、そこでも事前審査というのは行えないのです。ただ、常任委員会の場合には年間ずっと置かれていますから、これから議会で提案すべき議案について概要の説明をさせていただきますということのみなのです。だから、報告なのです。そこで議論を行って、その議案の中身について事前審査を行うということ自体が許されていないということで、私が議事進行で申し上げた事前審査を行っているのだと本会議で言うてはだめではないですか。それは許されないことですよね。だから、告示がされて、会期が始まって、その中で審査をするというルールがあるわけですから、それをやりましょう。我々第2分科会では、事前審査ではなくて、常任委員会で本当に審査ができるのかどうなのかも含めて、もし事前審査ができるのであればどの程度までが許されるのかということをもまず検討を行いましょう。その上で、そこまで審査を行えるという確認ができたならば、それに対して答えをしていただく方々はそれなりの準備をしていただかないとだめなものですから、今までは報告だと思ってきたのに、いきなり質疑が来て、答えていいですか、だめですかというような世界なのですけれども、今後はやってしまったのだったら、もう本会議ではその質疑は行わないということでもいいのですねということを確認しないと、それは許されないことですから、そのあり

方についてこれからいろいろと検討していくと。皆さんの考え方は、聞いていかないとだめなのですよ。本当に委員会主義を取り入れていいものなのかどうなのかということは、やっぱり皆さんに決めていただかないとだめなので、その材料を全てそろえさせていただくということで、この第2分科会は今後その検討を行っていききたいということなのです。

副委員長

第2分科会の座長をさせていただいておりますけれども、今の柴田副座長のおっしゃったとおりでありますので、本会議主義と委員会主義につきましてはもう少しお時間をいただかないと落としどころが見つからないのかなと思っておりますので、第2分科会にもう少しお時間を下さい。

委員長

ほかに何かありませんか。

(なしの声あり)

2 登別市議会視察に伴う質問事項について

委員長

それでは、2、登別市議会視察に伴う質問事項について、これは11月15日に行われる議員会視察の視察先が登別市議会、視察テーマが議会改革についてということで、先般議員会、井上会長から質問事項について相談がありました。それで、当特別委員会にとってもこういう形で特に常任委員会が主体となった意見交換会や常任委員会の年間スケジュール等で先進地である登別市議会で行行政視察ができるというのは非常にタイムリーなことですので、別紙に登別市議会視察に伴う質問事項についてということで、以下のようなことを質問事項を8つ挙げました。これを議員会のほうに提示をして視察を進めていただくということで案を提示しましたので、これについて皆さんから質疑、意見を求めたいと思います。

(なしの声あり)

委員長

それでは、これについては議員会のほうに提示をさせていただきます。

柴田

これは委員長が質問してくれるのでしょうか。それは議会改革特別委員会の委員長が行くのだったら、委員長から質問してもらおうというのが当たり前です。

委員長

そのあたりについては、議員会と調整をさせていただけるのでしょうか。

柴田

議員会と調整してください。当然、議会改革特別委員会の委員長として挨拶する場面もあると思いますから、そのときに質問をちゃんとしてもらう。あと、報告書も委員長がつくっていただくということでお願いします。

委員長

正副委員長で調整します。

3 その他

委員長

3、その他について、委員の皆さんから何かありますか。

本間

先ほど開会前にいろいろ議論されていたみたいなのですが、実際議事録にも残るということもありますので、私のほうから1つ委員長に対してお願いをしたいと思います。

議会改革特別委員会という委員会は、ルールを変えていたり、ルールを新たに作ったり、ルールというものをつくるのです。今回の例えば常任委員会とこの本会議における委員長の振る舞いは、ルールに挑戦している状態なのです。実はよく感じるのです。ですから、厳に慎んでいただきたいということを申し上げたい。ルールに挑戦している人がルールを守ろうとする者の議会改革特別委員長であるということは問題であると私は思います。だから、やめなさいと言っているわけではございません。そうではなくて、それは改めていただきたいと思うのですが、ご自身のお考えもお聞かせいただきたいと思います。

委員長 私にとっては大変難しい問題だと実は受けとめています。そういう指摘をされて、私はどういう議会活動をしたらいいのか、ちょっと困惑しております。それが正直なところなのです。それで、きょう柴田委員から議事進行がなされた中身、あるいは今後しかるべき場だという議長の進め方については、そういう中で私もよく考えて、できるだけそういう指摘は受けないようにしようとしている姿勢はもちろんはっきりとしておりますので、そういうことで受けとめたいと思います。

本 間 要するにいずれにしても、改めていただけるということで単純にお聞きしてよろしいですか。

委員長 改める努力はしたいということです。

議 長 そのほかに何かありますか。

議 長 きょうの臨時会の中でしかるべきにというようなお話をさせていただきましたけれども、きょうの議会改革特別委員会の第2分科会の議論がまさにそこと一致をしているということで、私もちょっと考えていかなければいけないのは、この事前審査にわたらぬ範囲の委員会の中での言い回しというのは、私も議員になって20年超えていますけれども、ずっと言われ続けてきて、それがずっと曖昧になっている。そのことから考えると、せっかくこういう形で議論もされていますから、やはりちょっと決着をつけなければいけない時期なのかなと。私は、今のルールでいう事前審査にわたらぬ範囲でという、この所管の説明はあくまでもサービスだと思っていますので、たまたま告示を迎える前にこういうことが会期の中で議案として上程される。だから事前に一応サービスとしてお知らせしておくという程度のものだと、やっぱり今のルールの中ではそう言わざるを得ないのかなと。そう考えると、委員会の中で質疑を受けるということが果たしてどうなのかと私は正直思っています。ですから、これは本会議主義がどうだ、委員会主義がどうだという議論がされていますから、その議論の経過の中にこのことも含めていただいて、ぜひ第2分科会の中で議論をさらに深めていただきたいと思っています。

委員長 議長からそういう発言もございましたが、何かありますか。

本 間 今回の件について、事前審査にわたらない範囲の質疑とは、どんなものなのかということを経験してみたいと思ったりするのです。それができれば、事前審査はどういうものかとわかってくるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

副議長 本間委員の質疑の答えになるかどうかわかりませんが、私は報告される事項そのものに対する説明に理解ができないとき、完全に間違っているとき、そういうときは質疑をするものだとして理解してやってきますし、本会議関連でないものはその限りではないと思います。

柴 田 議長のおっしゃるサービスもそのとおりですし、副議長のおっしゃっていることもそのとおりだと思います。その土台に立ってどこまで本当に許されるのかというところをしっかりと見きわめるというのが第2分科会に託された一番の大きな問題だろうと思っています。今明らかに間違いだという副議長のご説明がありましたけれども、そのとおりなのですから、明らかに間違いだということもあるだろうし、例えば今回の災害の問題でいけば、何でこれだけなのだというところ、その概要、トータルの議案の構築がそもそももっとあるのではないのかと。こういうところはどうか、ああいうところはどうかという

基礎的な知識を必要とする議論というのにも必要になってくるでしょうし、あるいは災害のあったところについての被害状況の報告もあるでしょうから、その被害状況の報告について私が調査したところによればこういった被害もあったけれども、こういうところはどうか、そういう基礎的な議論というのは多分事前審査には当たらないのだろうなと今のところは思っているのです。ただ、本当のところは、どこまで許されるのかということが1つと今の常任委員会制度が本当にいいのかどうか。予算委員会、先ほど会期中と言っていましたけれども、そうではなくて、予算委員会を通年でやっていくということもこれは不可能なのかということ。もし可能であればそういう形に変えて思い切って委員会主義に改めると。本会議を要するに通年議会にしてしまうということですよね。議会の通年化にして、予算委員会を通年置くということにすると可能なのです。でも、やりたくはないです。そういうことでございます。

委員長
議長

意見は出そろったのでしょうか。よろしいですか。

今いらっしゃる委員の皆さんが柴田委員が説明している予算委員会という、その意味合いを皆さん理解されているかどうか。委員会主義を、私は常任委員会に付託するということを今まで自分の中ではそれを諮っていただきたいと思っていましたから、それが今予算委員会と言葉がかわっているものですから、それは議案が上程されて、そして各常任委員会にそれぞれ付託をされて、そこで審議をして委員長報告で返ってくるという形と、今の予算委員会というのはいわゆる上程されたものを全て予算委員会を設置して、そこに全てを付託するという押さえでいいのですよね。

柴田

議長がおっしゃっている意味はよくわかるのです。僕の判断としては、今の常任委員会だと事前審査にしかないのかなと。要するに本会議中に常任委員会を開いて、そこに付託するしかないですから、やるとすれば議会を通年化しないと常任委員会にも付託できないし、予算委員会にも付託できないのだろうと。だから、告示後に予算委員会を開くのであれば、それは付託するというのは可能なのですけれども、それを議会前に付託というのはできないですね。そうになってしまうと、もう事前審査になってしまうのです。

本間

だから、常任委員会にも付託できるでしょうということでしょう。予算委員会ということで改めてしなくても、常任委員会に付託するということをすれば、それは委員会主義になるのでしょうかということ、議長は言っているのです。

柴田

今話しているのは、委員会主義の話に完全に入ってしまったのですよね。今のところ、我々としては本会議主義を維持しようとする。その上で、今のルールの中でどこまで許されるのかということでの常任委員会のことを今検討していると。もし議長が今おっしゃられるような常任委員会に付託するということになると、これは議会を通年化するか、もしくは議会が告示されて以降に本会議を開いて付託して、そして最終日に報告するということになるのですけれども、今の議員構成からいくとやっぱり少数会派がその審査に加われないという問題があるのです。そうすると、複数化という話も出てくるのですけれども、複数化をすると逆に少数会派がより発言の回数が多くなる。要するに議員として公平性を保てないという問題が出てくるので、これは落としたのです。落とした以上は、常任委員会に付託をするということは、これは不可能だと。わかりますよね。それで、これは本会議主義をとった上で、それで常任委員会に事前審査をどこまで許すかというルールを議員各位が共通の考えを持って決めま

しょうという方向の道筋をつけたと。さらに、我々だけではそれは困難ですから、行政側のご意見も十分伺った上で、今後のルールづくりをやっていきたいと思いますということなのです。これが全ての話です。これが本会議主義と委員会主義を今滝川市議会で議論をしている本当の土俵の真ん中の話なのです。本会議主義、委員会主義というと、ちょっとわかりづらいとは思いますが、要するに会期中にやるのか、会期外でやるのかといったら、会期外ではできないのです、当たり前なこと。だから、通年化という話にもなってくるし、通年化ができれば何でもできます。

委員長

先ほど議長から予算委員会あるいは通年化について理解できますかということをおっしゃったのですが、これは実はなかなか難しい話で、会期内とか会期外とかいう話も出ましたので、柴田委員に、今柴田委員が使われている予算委員会、会期外でもできるというような話をされましたが、要するに通年制という言葉を使って言われました。通年制の予算委員会というのはどういうものなのか、今の予算委員会とどう違うのかということだけ説明いただきたいのですが。

柴田

いろいろな形があると思いますけれども、ずっと通年の議会が開かれているわけですから、議案が市長部局から議長に対して送られてきたら、議長職権で予算委員会に付託するという方法ができるのです。それは、一度、本会議で決めればよいのです。行政側から議案が議長に送られてきた場合には、早急に予算委員長にこのことを報告し、予算委員会で審議を行って、それで議長に本会議の請求を行って、本会議を開いて、そしてそこに報告して採決するというのを常時やっていくのです。もう必要だと思ったら、どんどん入れ込んでいく。だから、予算委員会はずっと置かれていないとだめだし、その本会議の招集は手続論です。今の本会議は市長が本会議という、定例会もそうなのだと思います。会期が決まっているので、これは会期内でないと議案審査はできない。だから、常任委員会の調査項目があるでしょう。常任委員会の調査項目も議会から付託されているわけです。議会で諮って決めて、調査事項はこれですということで、それはやってくださいと。閉会中の審査を行ってくださいということをやっているわけですから、そういうことなのです。

副委員長

今副座長の柴田委員もおっしゃっているのですが、その分も含めて先ほど私が申し上げたように第2分科会のほうにお時間を下さいという意味でございます。この辺でこの論議は閉じたほうがいいのではないかと思います。

委員長

かなり活発な議論もされましたので、これを踏まえて第2分科会のほうで詰めていただきたいと思います。その他ございますか。

(なしの声あり)

4 次回委員会の日程について

委員長

それでは、次回委員会については、正副委員長にご一任いただけますか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、第5回議会改革特別委員会を終了いたします。

閉 会 11 : 47